

総務委員会 議案説明資料

令和6年12月5日

件名	頁
1 第126号議案	
足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2

(政策経営部)

第 1 2 6 号議案説明資料

令和 6 年 1 2 月 5 日

件 名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例											
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課											
内 容	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の改正及び区の関連要綱の廃止のため、足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する。 1 改正内容 （１）マイナンバーカードを持ち歩かなくともスマートフォンに格納されたマイナンバー情報で本人確認ができる仕組みを設けるため、番号法に「カード代替電磁的記録」の定義が追加された。この改正により、番号法の条項にズレが生じるため、本条例の規程を法に合わせる。 （２）「生活保護法」の改正により「進学準備給付金」の名称が「進学・就職準備給付金」に変更されたため、本条例の別表を法に合わせる。 （３）「足立区重度身体障がい者火災安全システム事業実施要綱」が令和 6 年 5 月 1 日に廃止され、当該事業における個人番号の利用及び特定個人情報の提供が不要となったため、本条例の別表から当該事業を削除する。 2 新旧対照表 別紙のとおり 3 施行年月日 <table><tr><th></th><th>対象</th><th>施行日</th></tr><tr><td>1</td><td>改正内容（１）</td><td>本条例の公布日もしくは「情報通信技術の活用による～法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定」の施行の日のいずれか遅い日</td></tr><tr><td>2</td><td>改正内容（２）</td><td rowspan="2">本条例の公布日</td></tr><tr><td>3</td><td>改正内容（３）</td></tr></table>		対象	施行日	1	改正内容（１）	本条例の公布日もしくは「情報通信技術の活用による～法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定」の施行の日のいずれか遅い日	2	改正内容（２）	本条例の公布日	3	改正内容（３）
	対象	施行日										
1	改正内容（１）	本条例の公布日もしくは「情報通信技術の活用による～法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定」の施行の日のいずれか遅い日										
2	改正内容（２）	本条例の公布日										
3	改正内容（３）											

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号 改正 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1） 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報 （2） 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号 （3） 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報 （4） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル （5） 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者 （6） 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム （7） 特定個人番号利用事務 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務 （8） 利用特定個人情報 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報 第3条～第5条（省略）	○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号 改正 （定義） 第2条（改正なし） （1） （改正なし） （2） （改正なし） （3） 特定個人情報 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報 （4） 特定個人情報ファイル 番号法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイル （5） 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者 （6） 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステム （7） （改正なし） （8） （改正なし） 第3条～第5条（省略） 付 則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、この条例の公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

改正前			改正後		
別表第 1 （第 3 条関係）			別表第 1 （第 3 条関係）		
機関	事務		機関	事務	
12 区長	重度身体障がい者に対する火災安全システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの		12 削除		
別表第 2 （第 3 条関係）			別表第 2 （第 3 条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
24 区長	重度身体障がい者に対する火災安全システムの利用に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの	24 削除		
		地方税関係情報であって規則で定めるもの			
		障害者関係情報であって規則で定めるもの			
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの			
54 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの	54 区長	心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障がい者自立支援給付情報であって規則で定めるもの			障がい者自立支援給付情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの			児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報			生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報

改正前				改正後			
						する情報	
			中国残留邦人等支援給付等関係 情報であって規則で定めるもの			中国残留邦人等支援給付等関係 情報であって規則で定めるもの	
			障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 第7条に規定する他の法令によ り行われる給付の支給に関する 情報であって規則で定めるもの			障害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 第7条に規定する他の法令によ り行われる給付の支給に関する 情報であって規則で定めるもの	